

# 仕 様 書

## 1 賃借物品の規格、数量等

賃借する電子複写機（以下「複写機」という）は2台（カラー白黒併用複写機1台、白黒複写機1台）とし、その規格等については、別紙のとおりとする。

## 2 消耗品

賃借物品の使用により発生する一切の消耗品（用紙は除く）については、仕様を含むものとする。

## 3 導入方法

(1) 賃借物品は設置、調整、設定等を行い全体が有効に機能する形態を整えて使用できる状態で納入すること。また、機器を運用するために新たに必要となる設備等（電源等）が生じる場合は、その設備等を仕様を含むものであること。

(2) 賃借物品の使用方法について説明を行うこと。説明の実施時期については別途協議する。

(3) 賃借物品の設置に際し、所内の設備を使用する場合、配線等の施工を行う場合等は事前に協議すること。賃借期間終了後は速やかに現状に回復すること。なお、特に認めた場合には、現状に回復しないことができる。

なお、既存のパソコンでネットワークプリンター、ネットワークスキャナー機能等を活用できるようネットワークの設定を要請に基づき行い、又パソコンの増減があった場合は随時対応すること。

(4) 納入時に生じる梱包材等の廃棄物の処理を行うこと。

## 4 保守

(1) 正常動作を維持するため、保守を行うものとする。

(2) 保守の対象とする賃借物品は、本仕様により納入されるすべての物品とする。

(3) 保守の対象とする期間及び時間については、原則として土日祝日及び12月29日から翌年1月3日を除く、午前8時30分から午後6時00分までとする。

(4) 保守期間中は、即時に連絡がとれ1時間以内に技術者が設置場所へ到着し対応できる体制を整えること。なお、対応する業務の内容は次のとおりとする。

ア 修理及び調整

イ 消耗品（用紙を除く）の交換及び補充

(5) 複写機すべてに、故障時等の連絡先を明記したラベルを貼付すること。

(6) 主要部品については常に在庫を確保する等、即時に交換が可能であること。

(7) 修理が設置場所で完了しない場合は、同性能以上の代替物品を納入すること。

(8) 用紙の2重送り、印刷の汚れ、異音等が発生する場合は、その原因を調査し報告するとともに、原因となる部品を交換すること。

(9) 消耗品については、不足のないよう適切な数量を随時納入するものとする。

(10) 複写機を移動する必要がある場合は、移動を行うこと。

(11) 保守等を行う者は、社名及び氏名を記載した名札を付けるものとする。

(12) 部品交換や消耗品の交換等により発生した廃棄物は、適正に処理すること。

## 5 単価の定義

### (1) 白黒複写料

本仕様に要する一切の費用の内、白黒コピー（プリンタ及びファックスの受信を含む）に要する費用からコピー用紙に要する費用を控除した1枚当たりの単価とする。

(2) カラー複写料

本仕様に要する一切の費用の内、カラーコピー（プリンタを含む）に要する費用からコピー用紙に要する費用を控除した1枚当たりの単価とする。

6 使用料の算定方法及びコピー使用量の集計

(1) 使用料の算定方法は次のとおりとする。

ア 使用料については、各単価毎に使用枚数及び消費税を乗じて算出するものとする。また、算出した金額に1円未満の端数があるときは、各単価毎に切り捨てるものとする。

イ テストコピー及びミスコピーの枚数は、実際に発生した枚数を控除するものとする。

ウ 使用枚数には、プリンタ又はファックスの受信として使用した場合の枚数を含むものとする。

7 予定数量（プリンタ、ファクシミリとしての使用を含む）

(1) 白黒コピー年間予定枚数 154,000枚

(2) カラーコピー年間予定枚数 21,000枚

8 その他

(1) 賃貸借期間終了後は、物品の撤去を行うこと。なお、その際には複写機に記憶されているデータは全て消去し、完全に復元出来ない状態にすること。

(2) 賃借物品すべてに、契約名等を明記したラベルを貼付すること。

## 別紙1 カラー白黒併用複写機の基本仕様

品名	電子複写機（新造機のみ。中古機等は不可）
複写方式	デジタル
連続複写速度	カラーコピー：A4用紙45枚/分以上であること。 白黒コピー：A4用紙45枚/分以上であること。
用紙サイズ	A4, A3, B5, B4に対応していること。
解像度	600dpi以上
給紙装置	給紙トレイが4段以上で、A4, A3用紙を各500枚以上同時にセットできること。 100枚以上連続自動給紙が可能な手差トレイを備えること。
複写倍率	ズーム 25%から400%まで1%単位で指定できること。
複写濃度調整	自動及び手動で調整可能であること。
両面コピー	各用紙サイズで可能であること。
自動用紙選択	可能であること
自動原稿読取装置	A4サイズで、100枚以上連続して両面の読取が可能であること。 両面原稿の表裏同時読取りが可能であること。
製本枚数	A4サイズ自動で50枚以上の製本が可能であること。
ステイプル機能	中とじが可能であること。
プリンタ機能	プリンタ機能を有していること。
スキャナ機能	スキャナ機能を有していること。
その他	白黒コピーの場合は、白黒複写料単価であること。

## 別紙2 白黒複写機（FAX兼用機）の基本仕様

品名	電子複写機（新造機のみ。中古機等は不可）
複写方式	デジタル
連続複写速度	A4用紙35枚/分以上
用紙サイズ	A4, A3, B5, B4に対応していること。
解像度	600dpi以上
給紙装置	A4, A3, B5, B4用紙を各500枚以上同時にセットできること。 50枚以上連続自動給紙が可能な手差トレイを備えること。
複写倍率	ズーム 25%から400%まで1%単位で指定できること。
複写濃度調整	自動及び手動で調整可能であること。
両面コピー	各用紙サイズで可能であること。
自動用紙選択	可能であること
自動原稿読取装置	100枚以上連続して両面の読取が可能であること。
プリンタ機能	プリンタ機能を有していること。
ファックス機能	ファックス機能を有していること。
その他	

## 別紙3 付加機能

1 電子複写機は次の機能を有すること。

(1) 製本

製本欄に示す枚数をステイプル（2カ所）等により、製本できること。  
指定した部数の製本を、原稿の読み取りから製本まで自動で行えること。

(2) 中とじ製本

中とじ製本欄に示す枚数をステイプルにより、中とじ（二つ折り、中央2カ所ステイプル）により製本ができること。  
指定した部数の製本を、原稿の読み取りから製本まで自動で行えること。

(3) プリンタ

プリンタとしての機能を有すること。  
使用するために必要となるソフトウェアがある場合は納入すること。  
東京事務所内の各パソコンから印刷が可能であること。  
設定方法等の説明資料を作成するとともに、設定を行うこと。

(4) スキャナー

スキャナーとしての機能を有すること。  
使用するために必要となるソフトウェアがある場合は納入すること。  
東京事務所内の各パソコンから画像の取り込みが可能であること。  
設定方法等の説明資料を作成するとともに、設定を行うこと。

2 電子複写機のうち1台は次の機能を有すること。

(1) ファックス

ファックスとして、送信及び受信が可能であること。  
回線については、指定された内線を使用し設定を行うこと。